



## 診断書付票 (診断書とともに記載してください)

1 家庭裁判所が鑑定を必要と判断した場合、鑑定をお引き受けいただけますか (※申立人等への面接や診断書内容等を踏まえ、鑑定を行う必要がないと判断した場合、鑑定は省略しています。なお、鑑定を行う場合は、後日、正式な鑑定依頼を行います。)

- 鑑定を引き受ける。  
 次の事情が解消されれば、鑑定を引き受ける。

- 鑑定を引き受けることはできない。  
 鑑定を引き受けることはできないが、下記の医師を紹介する。

氏名 勤務先 TEL

2 以下は、鑑定をお引き受けいただける場合のみお答えください。

(1) 鑑定の見込み期間について (裁判所から書面による正式依頼を受けてから)

- 1か月以内  1～2か月  その他 ( 日程度)

(2) 鑑定料 (報酬, 諸経費全て込み) について

- 3万円  4万円  5万円  6万円  7万円  ( ) 円

(3) 鑑定依頼書等の送付先

- 診断書記載の病院所在地と同じ  
 下記の連絡先への送付を希望する  
送付先住所 TEL ( )

(4) 裁判所から「鑑定書作成の手引き」の送付は必要ですか。

- 必要である  
 不要である

### ～成年後見用診断書を作成される医師の方へ～

日頃から、家庭裁判所にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本診断書及び診断書付票は、成年後見事件が申し立てられた際の重要な参考資料となりますのでどうぞよろしく願いいたします。

なお、成年後見制度における鑑定は、訴訟事件における鑑定とは異なり、家庭裁判所に証人としてお越しいただくことはありませんし、鑑定人の資格には診療科や従事年限等の制限はありません。家庭裁判所が鑑定を必要と判断した場合には、是非ご協力くださいますようお願い申し上げます。

診断書及び鑑定書の作成方法等についてご不明な点がございましたら、福岡家庭裁判所後見センター (TEL: 092-510-0414) までお問い合わせください。また、最高裁判所のホームページ (<http://www.courts.go.jp>) の「裁判手続」, 「家事事件について」のサイトから鑑定書等作成の手引きをダウンロードすることができますので、ご活用ください。